

小牧市保健連絡員設置要綱

(設置)

第1条 時代の流れを踏まえ、生涯を通じた地域の健康課題を的確に把握し、地域住民の健康づくりを身近な場で支援するために、保健センターに保健連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

(活動内容)

第2条 連絡員の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の状況に応じ、健康教育等の健康づくりに関する行事を企画し、及び実施すること。
- (2) 様々な健康問題を抱えた家庭に対して、安心して生活できるよう支援すること。
- (3) 各種健診・検診及び健康に関する講座の対象者への参加を勧奨すること。
- (4) 訪問指導、相談その他の保健センターの事業を適宜紹介すること。
- (5) 健康づくりに関する学習に取り組むこと。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(設置基準等)

第3条 連絡員は、原則として次の各号に掲げる世帯数の区分に応じ、当該各号に掲げる人数を配置する。

- (1) 世帯数が200戸未満の区 1人
- (2) 世帯数が200戸以上500戸未満の区 2人
- (3) 世帯数が500戸以上の区 2人又は3人

2 連絡員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 区長の推薦を受けた者

(任期)

第4条 連絡員の任期は、1年とする。

2 連絡員は、再任されることができる。

(庶務)

第5条 連絡員に関する事務は、保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。